

平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 元旦ビューティ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 船木 元旦
(コード番号 5935 JASDAQ)
問合せ先 管理本部長 武末 誠一
(電話番号 0466 - 45 - 8771)

内部統制システムの基本方針の一部改正に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会におきまして、内部統制システムの基本方針の一部改正に関し、下記の通り決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を定例と臨時に分け定例会は月 1 度開催し、臨時会は必要に応じて随時これを招集している。
- (2) 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行っている。
- (3) 「取締役会規程」において、重要な財産の処分および譲受、部署長の任命ならびに昇格・配転に関する事項などの重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定している。
- (4) 監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行っている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行および意思決定に係る記録や文書は、保存および廃棄等の管理方法を文書管理規程等社内規程に定め適切に管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査を実施する内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認する。又、必要があれば監査方法の改訂を行う。
- (2) 内部監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会および担当部署に通報される体制も構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は激しく変化する経営環境に対応し、会社の抱える課題等に迅速かつ正確に対応するため、取締役の権限・責任を強化することにより、経営の効率化を図っている。
- (2) 取締役会は各取締役の業務担当を定め、各取締役は担当組織の長を管理・監督する。
- (3) 日常の業務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ各部署長が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

5. 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「企業倫理に関する方針・行動基準」を定め、全使用人に周知徹底を図り、法令と社会規範遵守について

の教育・啓蒙・監査活動を実施する。

- (2) 内部監査室は「内部監査規定」等に基づき監査を行い、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見されたときには、社長および監査役に通報する。
- (3) 使用人等が法令・定款等に違反する行為を発見した場合に通報または相談ができる体制として内部通報窓口を設置し運用する。

6. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 職務を補助すべき監査役会担当者の任命・異動については監査役会の同意をえるものとする。
- (2) 監査役職務を補助する使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
- (2) 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - 当社の内部統制システムの構築に関わる部門の活動状況
 - 内部監査部門の活動状況
 - 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - 業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - 内部通報制度の運用および通報の内容
 - 監査役から要求された契約書類、社内稟議書および会議議事録の回付
- (3) 監査役に報告を行った当社の取締役および使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを受けないことを周知、徹底する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は定期的に監査役と情報交換を行う。
- (2) 取締役、使用人は、定期的な監査役へのヒアリング、巡回ヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。
- (3) 取締役は、内部監査組織である内部監査室に、監査役との連携、適切な役割分担および情報交換等を行わせ、監査役職務の監査が実効的に行われるよう協力する。

以 上